

(省令 11 条関係)

租税条約の規定による市県民税免除に関する届出書

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十一條に基づき次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

甲 府 市 長 宛

住 所

フリガナ
氏 名

生年月日

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号

1. 適用を受ける租税条約に関する事項

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項

2. 住民税の免除を受ける者に関する事項

国 籍		入 国 年 月 日	年 月 日
在 留 資 格		在 留 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
入 国 前 の 住 所			
在籍する学校・訓練 を受ける事業所等	名 称		電 話 番 号
	所 在 地		

3. 免税となる所得に関する事項

支 払 者	名 称		電 話 番 号
	所 在 地		
所 得 の 種 類	給 与 ・ そ の 他 ()	支 払 金 額	
支 払 方 法	現 金 ・ 振 込 ・ そ の 他 ()	支 払 期 日	
職 務 内 容		資 格	

4. 納税管理人に関する事項 (納税管理人の届出がある場合に記入してください)

氏 名		電 話 番 号	
住 所 又 は 所 在 地			

※添付書類

- 源泉徴収義務者が税務署長へ提出した租税条約に関する届出書 (税務署の受付印があるもの)
- 在学証明書 (留学生の場合)
- 事業等の修習者であることを証する書類 (事業等の修習者である場合)
- 交付金等の受領者であることを証する書類 (交付金等の受領者である場合)
- 雇用契約等の契約書 (雇用契約等を締結している場合)

※注意事項

- 提出期限は、毎年3月15日 (土曜日、日曜日の場合は翌平日)
- 期限後の免除は受けられない場合があります。また、届出書は毎年提出していただく必要があります。提出のなかった年は免除を受けられません。